

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

【事務・事業名】 ベンチャーキャピタル業務	
1. 根拠法令	中小企業投資育成株式会社法
2. 実施主体	中小企業投資育成株式会社
3. 従事者数	171名
4. 予算額	なし
5. 事務・事業の内容	資本の額が3億円以下の株式会社の設立に際して発行される株式の引受けまたは資本の額が3億円以下の株式会社の増資新株、新株予約権、新株予約権付社債の引受け 投資先に対するコンサルテーション 等
6. 民間開放の状況	中小企業投資育成株式会社法は、一般ベンチャーキャピタルに規制を講ずるものではなく、中小企業投資育成株式会社は、一般ベンチャーキャピタルとの完全な競争の中で事業を行っている。 中小企業投資育成株式会社は、「中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資事業及びその投資先に対する経営又は技術の指導を行う事業を行うことを目的とする株式会社」として、同法に基づく政策実施機関として位置付けられている。同法は、その政策実施のために、最小限の監督を規定したものであり、具体的には、代表取締役等の選任等の認可、事業規則及び定款の認可、事業計画等及び貸借対照表等の届出等が規定されている。
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	「中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る」とする中小企業投資育成株式会社法の政策目的が、実現困難となる。
8. 更なる民間開放についての見解	上記6. に記述したとおり、中小企業投資育成株式会社法は、一般ベンチャーキャピタルを何ら規制していない。 中小企業投資育成株式会社は、一般ベンチャーキャピタルとの完全な競争の中で事業を行っている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

【事務・事業名】 ベンチャーキャピタル業務

## 9. 個別の質問項目

ベンチャーキャピタル事業分野における民間事業者の台頭等、制度創設時に比べ、ベンチャーキャピタル業務を国策として行う意義は大幅に低下していると思われるが、貴省の見解如何。

中小企業者が健全に成長、発展をするに当たっては、融資のみならず直接金融も重要な資金調達手段となる。同族意識が強い中小企業者には、一般の第三者に自社の株式を保有されることによる経営の安定性への懸念等、一般ベンチャーキャピタル等からの投資受入れに不安を持つ者も少なくなく、資金調達に当たり、投資家が経営に中立性を持つことを期待する場合がある。また、中小企業者が投資を受け入れつつ成長するに際しては、1回の投資のみならず、初回投資後にきめ細やかな追加投資を行うこと、また、公開会社への発展の準備として中立的な立場から経営、技術に関するコンサルテーションを、綿密に行っていくことが求められている。中小企業投資育成株式会社は、こうした要請に応え、経済産業大臣が監督する政策実施機関として、中小企業者の経営について中立的な立場を確保しつつ、きめ細やかな経営アドバイスを継続的に行いながら直接金融を実施している。このような機関は、中小企業投資育成株式会社の他にはなく、実際、平成15年度実績においては、年間投資件数が172社、年度末投資件数総数が2,164社、年間投資総額が4,649百万円、年度末投資残高総額が79,358百万円と相当規模の事業を展開している。

中小企業投資育成株式会社は、政府系金融機関との密接な連携を掲げているが、国からの補助金等、何らかの恩典を受けているのか、また、資金調達に何らかの優位性があるのかご教示願いたい。加えて、現在は民間法人化されて独立して投資活動を行っているにもかかわらず、政策金融の枠組みにあることを強調されているが、その根拠は何か。

国からの補助金等の恩典は、受けていない。中小企業投資育成株式会社は、商法上の株式会社として事業を行っており、資金調達に関しても、一般のベンチャーキャピタルと同様であり、優位性はない。政策意義については、上記のとおりであり、その根拠は中小企業投資育成株式会社法に根拠を置いているところ。

中小企業投資育成株式会社による株式引受け等の対象業種、株式引受け等の相手方の選定基準・評価基準、引受け限度額、株式の保有期間、株式の処分の方法について、一般的な民間事業者との相違点等も含めて、実例を踏まえご教示願いたい。

中小企業投資育成株式会社法第6条に規定する「事業に関する規則(別紙参照)」に定められているとおり。一般民間事業は、各々自由な経営判断により事業を行っている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。